

鹿 児 島 県 公 報

令和8年10月9日（金）第761号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

告 示

- 都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 1

公 告

- 令和8年度ふぐ処理師試験公告（生活衛生課取扱い） 2

教 育 委 員 会 告 示

- 博物館の登録（文化財課取扱い） 3

公 安 委 員 会 公 告

- 令和8年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 指宿都市計画臨港地区
(2) 名称 指宿港臨港地区
2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年10月9日

鹿児島地域振興局長 南靖子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービス の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
くすのき訪問介護	日置市伊集院町 下谷口1901-1 福田ビル3階	合同会社大樹	南さつま市金峰 町池辺265番地 1	大森 淳	令和8年 9月30日	居 宅 介 護・重度 訪問介護

公 告

令和 8 年度ふぐ処理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 22 号）第 10 条第 1 項の規定により、令和 8 年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 10 月 9 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 試験の日時

令和 9 年 2 月 4 日（木）午前 10 時から午後 5 時まで

2 試験の場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町 14-50）

3 試験の方法及び試験科目

試験は、筆記試験及び実地試験の方法により、次に掲げる科目について行う。ただし、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 第 1 号ロに定める者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち水産食品の衛生に関する知識を免除する。

(1) 筆記試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

(2) 実地試験

ふぐの処理及び鑑別に関する実技

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

13,500 円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 所定の受験願書

イ 写真（出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもので、裏面に氏名を自書したもの）

ウ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、食品衛生法施行規則別表第 17 第 1 号ロに定める者であることを証明する書類

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和 8 年 10 月 26 日（月）から同年 11 月 6 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 8 年 11 月 6 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し郵送により合格証を交付するとともに、合格者の受験番号を鹿児島県のホー

ムページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099－286－2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 9 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、博物館として次のとおり登録した。

令和 8 年 10 月 9 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地	登録年月日
公益財団法人児玉美術館 鹿児島市下福元町8251番地 1	公益財団法人児玉美術館 鹿児島市下福元町8251番地 1	令和 8 年 9 月 30 日
一般財団法人三宅美術館 鹿児島市谷山中央一丁目61番 30号	三宅美術館 鹿児島市谷山中央一丁目61番30号	令和 8 年 9 月 30 日
薩摩川内市 薩摩川内市神田町 3 番22号	薩摩川内市甌ミュージアム 薩摩川内市鹿島町藺牟田1457番地 10	令和 8 年 9 月 30 日

公安委員会公告

令和 8 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第 1 項第 1 号イ及びロの規定に係る令和 8 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和 8 年 10 月 9 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

令和 8 年 12 月 3 日（木）及び同月 4 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 修了考査

令和 8 年 12 月 10 日（木）午前 9 時から午前 10 時まで

(2) 認定考査の日時

令和 8 年 12 月 10 日（木）午前 9 時から午前 10 時まで

2 実施場所

鹿児島県警察本部 1 階 101 会議室（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて 10 人

4 講習の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 認定考査の方法

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

6 講習及び認定考査の申請手續

(1) 講習の申請手續

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手續等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること（e-Govによる電子申請可）。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定考査の申請手續

ア 提出書類等

(ア) 認定考査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること（e-Govによる電子申請可）。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、申請者は認定考査の際は必ず同受検票を提出すること。

7 手数料

講習手数料及び認定申請手数料については、下記のとおり定められた金額を納入すること。

(1) 講習手数料（修了考査代を含む。）

講習手数料 20,000円

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定考査）

認定申請手数料 4,500円

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

8 受付期間

令和8年10月22日（木）から同年11月5日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後4時30分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて10人になり次第受付を終了する。

9 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

10 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。